

# 役員等の報酬規程

〔制定〕平成3年4月1日

〔改正〕平成15年2月1日

平成17年3月2日

平成22年7月1日

平成26年4月1日

平成28年4月1日

令和2年4月1日

令和7年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人明治東洋医学院（以下「法人」という。）の寄附行為第57条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規程における役員とは、法人『寄附行為』第6条に定める理事、監事及び評議員をいう。

2 監事監査機能の強化のため、理事長は常勤監事を任命することができる。

(報酬)

第3条 役員等の報酬は次のとおりとし、報酬の額は、理事会において決定する。

(1) 理事長	月額	30万～50万円
(2) 常務理事	月額	10万～30万円
(3) 常勤監事	月額	10万～20万円
(4) 理事	理事会出席毎	日額 10万円
(5) 監事	理事会、評議員会及び監査等出席毎	日額 10万円
(6) 評議員	評議員会出席毎	日額 2万～5万円

2 理事又は監事が同月内に複数回開催された理事会に出席した場合には、報酬額の増額は行わず、当月分の報酬として10万円を支給する。

3 報酬の支給日は毎月20日(理事及び監事においては会議等開催月の翌月20日)とし、支給日が休日又は金融機関の休業日に当たるときは、その前日とする。

(月の途中で就任又は退任した場合の報酬)

第4条 月の途中で就任又は退任した役員に対するその当月分の報酬は、当月分の報酬の全額を支給する。

(費用)

第5条 役員が理事会、評議員会及び監査等以外に法人業務のため旅行する場合は、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第137条第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(細則の制定)

第7条 理事長は、この規程の運用について必要と認める場合は、理事会の議決を経て、細則を制定することができる。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。